

令和4年3月
健康部健康推進課

練馬区健康づくりサポートプランの計画期間の延長について

練馬区健康づくりサポートプランは、健康増進法の基本方針に基づき、国および都の健康増進計画を勘案し、令和2年3月に策定した。

このたび、国の健康日本21（第二次）および東京都の健康推進プラン21（第二次）の計画期間が延長されたことに伴い、練馬区健康づくりサポートプランの計画期間を下記のとおり1年間延長する。

記

1 練馬区健康づくりサポートプランの概要

練馬区健康づくりサポートプランは、「みどりの風吹くなか、誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現に向けて柱ごとに取組みと評価指標を定めている。

(1) 法的位置づけ

健康増進法に規定する市町村健康増進計画（努力義務）

母子保健計画、がん対策推進計画、食育基本計画としても本計画に位置付け、包含している。

(2) 施策の6つの柱

ア きめ細かい子育て支援（練馬区母子保健計画）

イ 日頃の健康づくり

ウ 生活習慣病対策の推進

エ 総合的ながん対策（練馬区がん対策推進計画）

オ 精神疾患対策と自殺予防

カ 地域と取り組むねりまの食育（練馬区食育推進計画）

(3) 計画期間

令和2年度～令和5年度まで（4か年）

2 国と都の計画期間の変更

国は、医療費適正化計画や医療計画との計画期間を一致させるため、健康日本21（第二次）の計画期間を延長する。

都は、これを踏まえ、都の関連計画（保健医療計画やがん対策推進計画等）との調和の取れた指標設定および施策展開を行うため、健康増進プラン21（第二次）の計画期間を延長する。

(1) 計画期間（延長前）

平成25年度～令和4年度（10か年）

(2) 計画期間（延長後）

平成 25 年度～令和 5 年度（11 か年）

3 健康づくりサポートプランの計画期間の変更

(1) 変更理由

ア 本計画は、健康増進法の基本方針に基づき、国の計画をもとに策定している都の健康増進計画を勘案し、策定している。

イ 健康日本 21（第二次）、健康増進プラン 21（第二次）の目標値を施策の指標としている。

国や都の計画と調和の取れた指標設定および施策展開とするため、本計画の期間を 1 年間延長する。

(2) 計画期間の変更

令和 2 年 5 月～令和 6 年度まで（5 か年）

4 今後のスケジュール

令和 5 年度 健康実態調査実施

令和 6 年度 次期計画策定

令和 7 年度 次期計画施行